

国鉄改革完遂！
当たり前の労働運動
を前進させよう！

J R
東海労

静岡

J R 東海労働組合静岡地方本部
静岡市葵区黒金町 68
NTT 054-284-3608
FAX 054-283-6365
発行責任者 山本繁明
2013年7月3日 No. 25

何をもって「勤務成績が特に良好でない者」とするのか？

昨年の年末手当においてカットされた組合員が、夏季手当においても連続カットされ、あろうことか定期昇給までもカットされました。当該組合員はいずれも懲戒処分・訓告は受けていません。

年末・夏季手当については「**勤務成績が良好でない者**」という成績率、定期昇給については「**勤務成績が特に良好でないもの**」という欠格条項においてそれぞれカットされているのです。何をもって「**特に良好でない者**」としているのでしょうか？会社からの専任V攻撃が、はっきり見てとれます。

そもそも法改正により新設された専任Vは、「60才以降は雇用しない＝会社に置きたくない」という以前の制度をそのまま踏襲し、「60才以降も雇用してやるので賃金は下げる」また、「65才に満たなくても年金がもらえる年齢になったら辞めてもらう」というものです。

専任Vは、「**勤務成績が良好でない者**」とすれば誰でも対象となり得ます。つまり恣意的に作ろうと思えばいくらでも作れるのです。

カットされるのはカットされた人が悪いとの考えは会社・資本の論理です。

東海労は労働者の立場で主張します。

労働者の不利益には断固反対します。